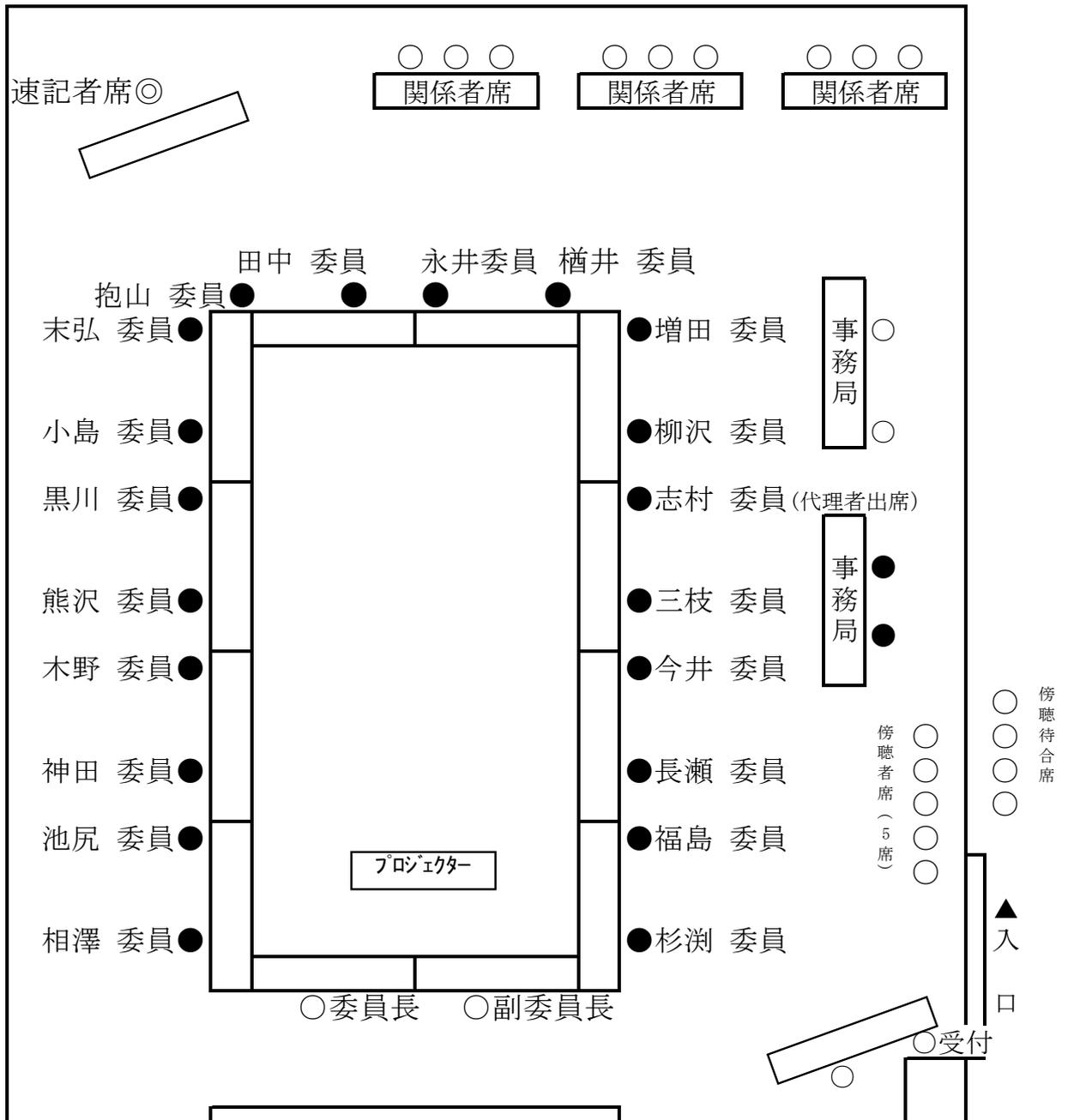


第1回 藤沢駅周辺地区再整備構想検討委員会座席表

日時：2010年5月17日（月）午後2時～

場所：藤沢市役所 新館7階第3会議室



藤沢駅周辺地区再整備構想検討委員会 委員名簿

敬称省略

地 域 住 民	
地域住民（鵠沼地区地域経営会議）	相 澤 光 春
地域住民（藤沢地区地域経営会議）	小 島 正 平
地域住民（藤沢駅南北街づくり協議会）	熊 沢 昇
地域住民（藤沢駅南北街づくり協議会）	増 田 隆 之
学 識 経 験 者 <50音順>	
学識経験者（都市計画コンサルタント次長）	池 尻 あき子
学識経験者（大学教授）	倉 田 直 道
学識経験者（都市交通計画研究機関理事長）	黒 川 洗
学識経験者（中小企業診断士）	佐 藤 卓
学識経験者（都市計画コンサルタント代表）	柳 沢 厚
地 元 経 済 団 体	
関係団体（藤沢商工会議所）	田 中 正 明
関係団体（藤沢商工会議所）	神 田 務
交 通 事 業 者	
関係団体（交通事業者）	永 井 孝 弥
関係団体（交通事業者）	末 弘 保
関係団体（交通事業者）	抱 山 洋 之
関係団体（交通事業者）	楢 井 進
関係団体（交通事業者）	木 野 勝 美
関 係 行 政 機 関	
神奈川県 県土整備局 環境共生都市部 都市計画課長	志 村 知 昭
神奈川県 県土整備局 環境共生都市部 交通企画課長	三 枝 薫
神奈川県 県土整備局 環境共生都市部 都市整備課長	久保田 隆 司
神奈川県 県土整備局 藤沢土木事務所長	今 井 雄 二
藤沢市 経営企画部長	長 瀬 光 市
藤沢市 経済部長	福 島 勇
藤沢市 計画建築部長	杉 渕 武
オ ブ ザ ー バ ー	
国土交通省 都市・地域整備局 市街地整備課 企画専門官	荒 川 辰 雄

藤沢駅周辺地区再整備構想検討委員会規程

(目的及び設置)

第1条 藤沢市の都心部である藤沢駅南北周辺地区の持続可能な都市形成を図る上で、計画策定に必要な駅周辺地区の再整備に関する基本構想の構築を行うため、この市に藤沢駅周辺地区再整備構想検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討し、所掌する。

- (1) 藤沢駅周辺地区再整備に関する基本構想
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、20人程度とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 商業者団体の選出者
- (3) 関係交通機関の職員
- (4) 関係地域の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

2 委員会には委員長及び副委員長1名を置き、委員のうちから市長が任命する。

3 市長は、必要があると認めたときは、臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(会議等)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会は、委員長が運営上必要と認めるとき、又は藤沢市情報公開条例(平成

1 3年条例第3号) 第29条第2号及び第3号の規定事項に係る議事を行うときは、会議を非公開とすることができる。

(部会)

第6条 第2条の事務を円滑に遂行し、専門的事項を調査、検討するため、委員会に藤沢駅改良専門部会（以下「専門部会」という。）及び藤沢駅南北まちづくり市民検討部会（以下「市民部会」という。）を置く。

2 専門部会及び市民部会（以下「部会」と総称する。）の部会員は、それぞれ15名以下とする。

3 部会員は、委員長の指名する委員及び臨時委員で構成する。

4 部会にはそれぞれ部会長を置き、委員会の委員長又は副委員長の職にある者をもって充てる。

5 部会長は、その部会の会務を総理し、必要に応じてその部会を招集し、その議長となる。

6 専門部会は、委員会に付議すべき鉄道・交通を専門とする藤沢駅に係る事項のうち、当該部会の運営及び事業に関する事項を審議し、議決する。

7 市民部会は、委員会に付議すべき藤沢駅周辺地区の「まちづくり」に係る事項のうち、当該部会の運営及び事業に関する事項を審議し、議決する。

8 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(合同会議)

第7条 委員会と部会は、第2条の事業の遂行及び部会相互の活動連携を図るため、合同会議を開催することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、藤沢市まちづくり推進部藤沢駅周辺地区整備担当において総括し、及び処理する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、2010年（平成22年）4月16日から施行する。

資料-1

議事(1)

藤沢駅周辺地区再整備構想
の検討について

1. 趣 旨

藤沢駅周辺は、藤沢市の表玄関であり公共施設や文化施設、商業業務系の施設が立地し、藤沢市全体の中心を形成している。

これまで、昭和30年代から50年代にかけて土地区画整理事業や再開発事業によって整備され、都市基盤の骨格は整えられてきた。

しかしながら、整備以来30年近く経過していることから、様々な課題が顕在化してきている。駅利用客の利便性向上のためのJRや小田急の駅施設の改良、バリアフリーや安全安心の視点からみた駅前広場やデッキの改良、北口通り線を整備することによる北口周辺の交通処理や民間の土地利用の促進、将来的な市庁舎の改築等を見据えた公共施設の再編、老朽化しつつある駅周辺の民間建築物の建て替えに対する誘導、駅南北の商店街の活性化など多くの課題がある。

これらの課題に応えるためには、藤沢駅周辺の将来の姿をどのように描き、また、様々な主体がその将来像や将来像を形成する手法、土地利用や誘導方針を共有化して、それぞれの役割分担のもとに都市づくりを進めることが不可欠である。

そのため、地域住民、学識経験者、地元経済団体、関係機関、行政からなる藤沢駅周辺地区再整備構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置のうえ、藤沢駅周辺約145haあまりのエリアを対象とし、再整備構想の策定に向けた検討を進めるもの。

現況写真

【藤沢駅】



【南北地下通路】



【南口デッキ】



【北口デッキ】



2. 委員会の構成

委員会と2つの部会の二層構造とする。

(1) 委員会

検討趣旨をふまえ事務局からの提案及び部会からの報告をもとに、再整備構想を検討し策定する。

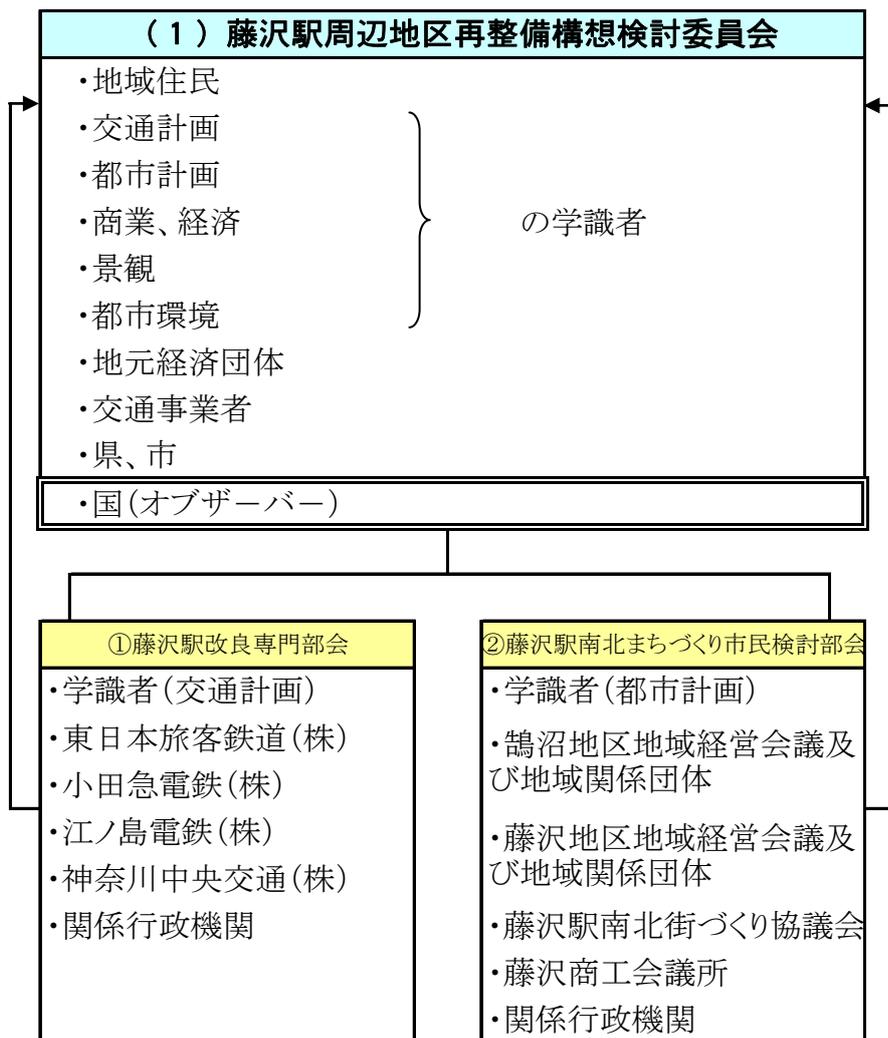
(2) 部会

①藤沢駅改良専門部会

学識経験者や交通事業者をはじめとする専門家で組織し、藤沢駅に特化した専門的事項について検討する。

②藤沢駅南北まちづくり市民検討部会

区域内の既存の住民組織代表者や商業者をはじめとする方々で組織し、藤沢駅周辺地区の「まちづくり」について、地域生活者の視点から検討する。



3. 検討項目（予定）

（1）委員会

- ・藤沢駅の南北を一体化と捉えた「まち」の将来像や「まちづくり」の理念形成、方向性など
- ・「公共施設再整備計画」をふまえた「まちづくり」のあり方など

（2）部会

①藤沢駅改良専門部会

- ・藤沢駅の乗換利便性の向上を図るための駅舎改良の方向性
- ・駅前広場のあり方・広場機能の再整理など

②藤沢駅南北まちづくり市民検討部会

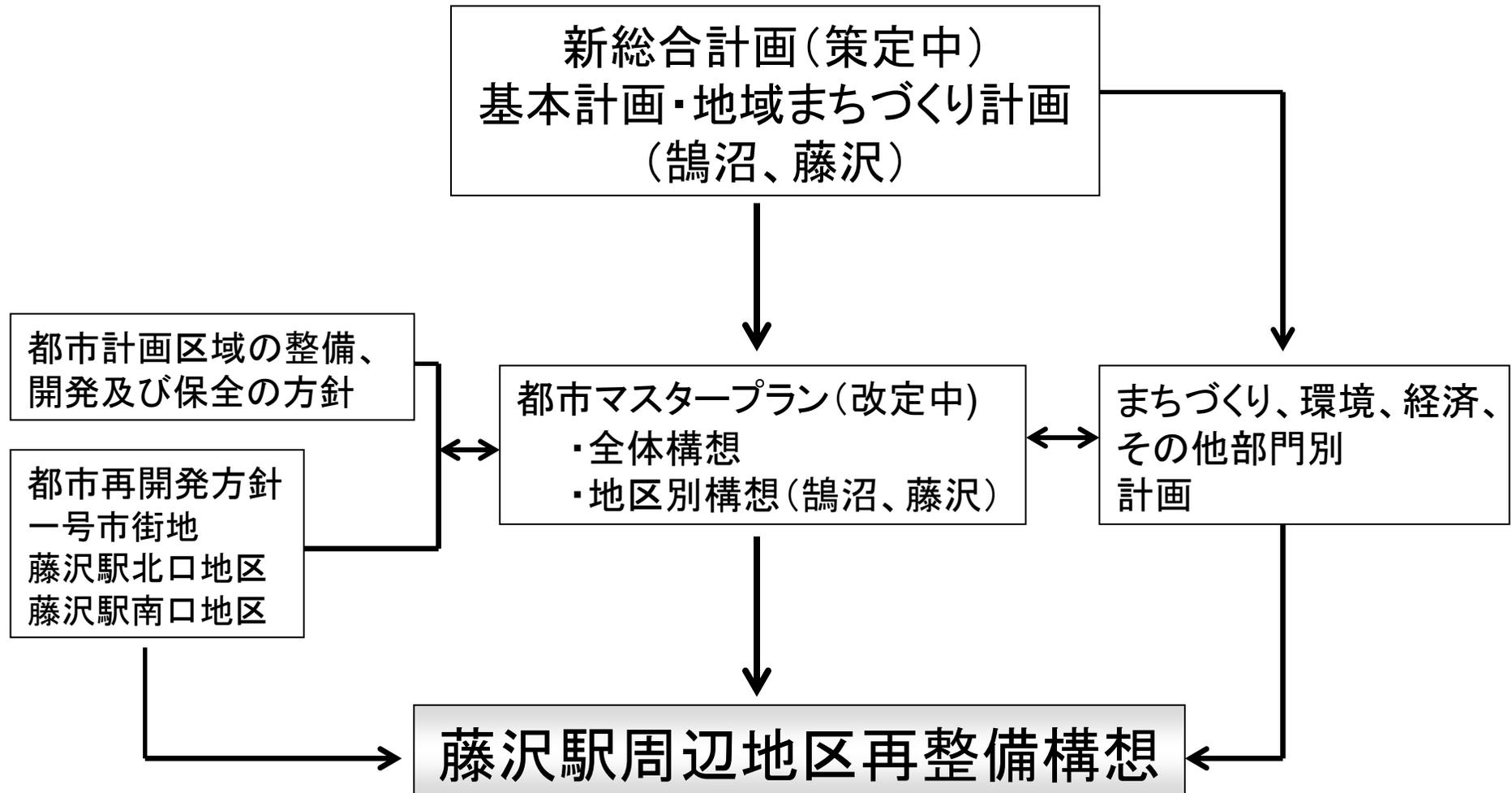
- ・藤沢駅南口・北口駅前の顔づくりと商業の活性化
- ・住みよい住環境

4. スケジュール（別紙参照）

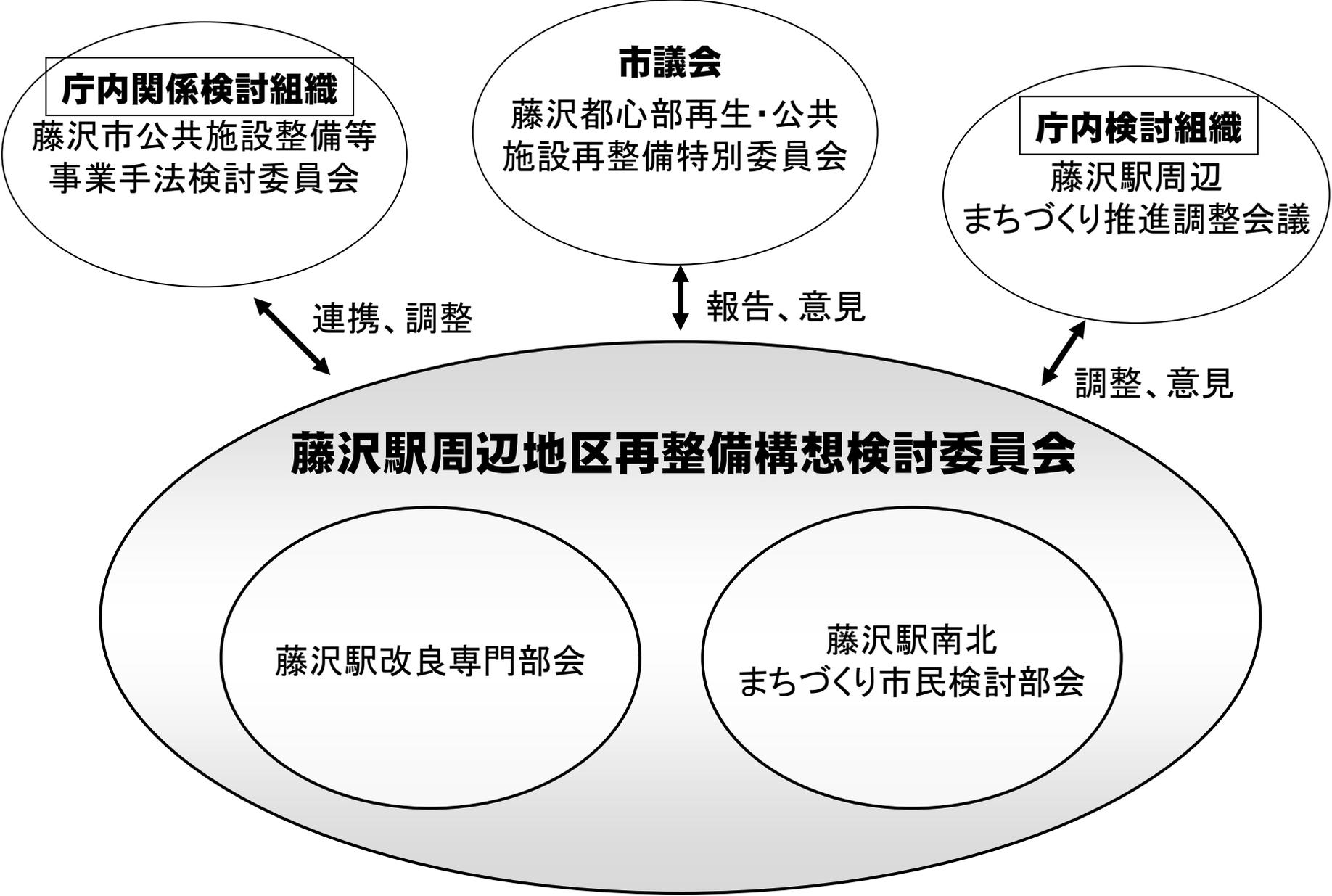
5. 事務局

藤沢市役所まちづくり推進部藤沢駅周辺地区整備担当

藤沢駅周辺地区再整備構想の位置づけ



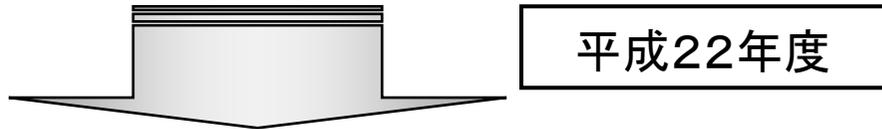
藤沢駅周辺地区再整備構想検討の体制



計画策定の進め方

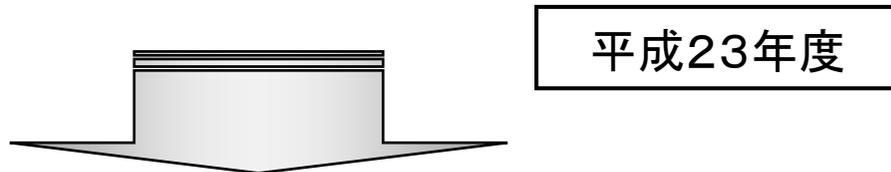
1. 基本構想

- ・ 「まち」のあるべき姿を示す都市ビジョン



2. 基本計画

- ・ 将来像実現のための方向性



3. 実施計画

- ・ 基本計画を達成するための計画



これまでの取り組み状況について(市)

1. 藤沢北口駅前地区整備事業への取り組み

- ・平成17年度 計画策定
- ・平成19年度 事業着手

2. 市職員プロジェクトチームによる課題の洗い出し作業

- ・平成20年度 課題図の作成

3. 藤沢駅周辺まちづくり推進調整会議の設置

- ・平成21年度10月 第1回会議の開催

4. 市議会藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会の設置

- ・平成21年度11月 特別委員会の開催

5. 藤沢市公共施設整備等事業手法検討委員会の設置

- ・平成22年4月 第1回委員会の開催

その他の検討内容

以下の検討は全て、現時点までに想定し得る各条件に基づき、仮案として作成したものであり、今後の関係各者との協議・調整の結果次第で、変更される可能性があります。

●地区の整備イメージ（案）

◆地区の整備イメージ（案）



◆北口通り緑道沿道の整備イメージ（案）



●お知らせ

ご意見ご提案がある方は、お手数ですがお手紙、FAX、Eメールにて事務局までお寄せ下さい。事務局で取りまとめて、関係先と連絡・検討させていただきます。なお、ご意見ご提案に対する個別の回答はいたしません。

お問合せ先

藤沢北口駅前地区まちづくり検討会事務局

〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢597番地藤沢商工会議所内
TEL 0466-27-8888(代表) FAX 0466-27-8864
URL <http://www.fujisawa-cci.or.jp/kitaguchi>
E-mail kitaguchi@fujisawa-cci.or.jp

●今後の事業化に向けて

1. 事業手法（案）

- 適切な規制・標準による統一的な価値の形成（地区全体）
 - ・土地の合理的な高度利用や統一的な価値形成を促進していくために、お取組計画等を活用しながら、適切な規制・標準等を検討する。
- 道路と沿道の一体的な整備（交通・沿道賑わいゾーン）
 - ・北口通り線には他の補助制度である「まちづくり交付金」の導入を図り、早期整備を目指す。
 - ・沿道は土土の交差点や歩道の整備などにより、合理的な高度利用を促進していく。
- 民間活力を誘引したまちづくりの推進（賑わいゾーン）
 - ・複合開発施設については、民間開発促進区を定める地区計画や総合設計制度等の導入を検討していく。

2. 事業スケジュール（案）

- 道路整備（北口通り線）
 - ・平成18年度中に道路認定（市決定）を行い、平成19年度からの事業着手、平成23年度中の事業完了を目指す。なお、東西線については民間開発事業に合わせ実施していく。
- 沿道整備（土地区画整理事業）
 - ・道路沿線の進捗状況にあわせて平成23年度中の事業完了を目指し、必要となる早期作業を進める。
- 民間開発事業等
 - ・事業化が予定されている複合開発施設及び文化・産業実証拠点施設は、平成23年度中の事業完了を目指す。

藤沢北口駅前地区まちづくり検討会 まちづくりニュース

VOL.3（3号）Index

平成18年3月発行

編集 藤沢北口駅前地区
発行 まちづくり検討会事務局

●『藤沢北口駅前地区整備計画（案）』が
策定されました

第5回藤沢北口駅前地区まちづくり検討会が、平成18年3月3日に藤沢市民会館新館3階会議室で開催されました。

昨年の6月6日から9ヶ月の間、計5回開催され、藤沢北口駅前地区のまちづくりに関して、さまざまな検討及び議論を積み重ねてきましたが、今回も立ちまして、本検討会は終了いたします。

第5回検討会では、これまでの第1回から第4回までに検討を行ってきた内容を再確認し、『藤沢北口駅前地区整備計画（案）』としてとりまとめました。

今回とりまとめられた『藤沢北口駅前地区整備計画（案）』は、あくまでも本校討会の中で検討及び議論された内容をとりまとめ案であり、今後はこの案を基に、関係各者との協議・調整を進め、具体的な事業化を目指していくこととなります。

※今回とりまとめられた『藤沢北口駅前地区整備計画（案）』は、今後の関係各者との協議・調整の結果次第で変更される可能性があります。

ご協力ありがとうございました。

■第5回まちづくり検討会の様子



■藤沢北口駅前地区整備計画（案）構成

1. まちづくりの背景と目的
 - (1) 背景
 - (2) 目的
2. 計画のフレーム
 - (1) 対象区域
 - (2) 地区の位置づけ
 - (3) 地区内での進行中のプロジェクト
3. 検討の状況と課題
 - (1) 検討対象区域
 - (2) 藤沢北口駅前地区
 - (3) 地区の歴史課題（※之め）
4. まちづくりのコンセプト・目標
 - (1) まちづくりのコンセプト・目標
 - (2) 開発・開発のフレームの検討
 - (3) まちづくり戦略
5. 地区整備計画（案）
 - (1) 土地利用計画
 - (2) 道路計画
 - (3) 沿道整備計画
 - (4) 駅前整備計画
 - (5) その他施設整備（商業への配慮）
6. 地区の整備イメージ（案）
7. 事業化方針の検討
 - (1) 事業手法
 - (2) 事業体制
 - (3) 地区整備における配慮事項
 - (4) 事業スケジュール
8. その他参考
 - (1) 防災交通計画
 - (2) 事業化方針

※藤沢北口駅前地区整備計画（案）は、ホームページ上でご覧いただけます。

→ホームページのURLは、P.4の表紙でお知らせさせていただきます。

